

答 申 情 第 1 5 8 号
令 和 5 年 5 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年9月8日付け保健健第249号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

施設への協力依頼に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第263号）

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、件名欄の非公開部分の格助詞については公開すべきであり、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年3月31日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「(平成28年9月29日供覧終了)受動喫煙防止対策に係る協力依頼について」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、他の請求内容については、本件審査請求の対象となっていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「(平成28年9月29日供覧終了)受動喫煙防止対策に係る協力依頼について」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年5月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第6号に該当

通報対象施設の対応者に関する情報については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため（条例第7条第1号に該当）。

通報及び対応の内容等については、公開することにより、今後の同種の通報対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和4年8月10日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分において非公開とした部分のうち件名欄の非公開部分の公開を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、本件請求

に係る文書として特定したものである。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書には、通報対象施設の従業員の名前が記載されている。これは個人に関する情報であって、個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため非公開とした。

(3) 条例第7条第6号に該当することについて

本件公文書には、通報対象施設名や通報対応に係る詳細な内容が記載されている。通報の対象となった法人等の名称や指導内容、相手方の反応などを公開すると、今後の調査や指導において任意の対応に応じなくなるおそれがある。

また調査・指導の観点に繋がる情報を公にすると、今後、同種の事案において、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性が高くなるため、今後の調査及びその後の指導事務に著しい支障を生じることとなることから非公開とした。

(4) 審査請求人は、本件処分により非公開とした箇所について「公文書目録の検索」で公開されている情報であると主張している。

この点について、処分庁が本件請求を受けた際、当該検索機能において表示される本件公文書の件名に、本来公開すべきでない条例第7条第6号に該当する情報が掲載されていることを認識したため、開示時に、審査請求人に本件公文書の件名を修正する旨補足説明し、その後、本件公文書の件名を修正したことは事実である。

しかしながら、上記経過があったとしても、本件処分により非公開とした箇所が条例第7条第6号に該当する情報であることに変わりはなく、非公開とした。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

(6) なお、審査請求書を受けて、改めて検討したところ、非公開部分のうち格助詞は公開すべきであると判断したため、当該部分を公開とする処分に変更する。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 条例第7条第1号、第2号、第4号及び第6号のいずれにも該当しないため、件名欄の非公開部分の公開を求める。

(2) 京都市のホームページ中の「公文書目録の検索」で公開されている情報である。

- (3) 本件請求時に当該施設が既に営業を終了していたことからすると、通報対象施設名を公開したとしても、今後の調査や指導において任意の対応に応じなくなるおそれがあるとはいえない。
- (4) 「への」は、格助詞「へ」と「の」が併用され一個の格助詞のように機能する表現であって、名詞ではないことからすると、通報対象施設名の一部であるとはいえない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

審査請求人は、本件処分において非公開とされた部分のうち、件名欄の非公開部分の公開を求めており、このうち格助詞部分については処分庁が公開すると判断していることから、当審査会においては当該非公開部分のうち通報対象施設名の非公開妥当性についてのみ、以下検討する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、市民からの通報内容及び対応経過を記したものであり、通報対象施設名、通報内容、当該施設の担当者名、指導内容及び対応内容が記載されている。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、通報対象施設名や指導内容、相手方の反応などを公開すると、今後の調査や指導において任意の対応に応じなくなるおそれがあること、また調査・指導の観点に繋がる情報を公にすると、今後、同種の事案において、調査・指導前に一時的な是正対応を講じられてしまう可能性が生じ、正確な違反状態の把握に支障が生じる蓋然性が高くなるため、今後の調査及びその後の指導事務に著しい支障を生じることから、通報対象施設名は条例第7条第6号に該当すると主張する。

イ 一方、審査請求人は、本件請求時点では通報対象施設名が京都市のホームページ「公文書目録の検索」において公開された情報であったこと、また当該時点において当該施設が既に営業を終了していることから、当該施設名を公表しても、今後の調査や指導において任意の対応に応じなくなるおそれがあるとはいえないと主張する。

ウ 条例第7条第6号は、処分庁が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とすることを定めたものである。

エ 一般に、行政指導により、いかに法令違反の解消を実現させられるかについては、当然、その手法や手段の有効性の確保が重要になる。また、相手方の任意の協力がなければ指導の目的を達成することは困難であり、処分庁と相手方の信頼関係の構築も重要なものであることから、行政指導の対象となった者に関する情報を公開すると、相手方との信頼を損ない、協力が得られなくなることによって指導が停滞することは否定できず、たとえ指導の相手方が請求日時点において当該施設の営業を終了していたとしても、今後の同種の調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ したがって、当審査会としては、通報対象施設名は条例第7条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

カ なお、処分庁は本来非公開とすべき情報が京都市のホームページに掲載されていたため修正したと説明するものの、審査請求人は、請求日時点で京都市のホームページに掲載されていたことから非公開情報に該当しないと主張する。

しかしながら、公文書公開制度における公文書の公開の可否については、請求対象となる公文書に記載されている情報自体の性質に照らして客観的に判断しなければならないものであることから、このような主張を基に本件処分の適否を判断することはできない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和4年 9月 8日 諮問

10月 5日 諮問庁からの弁明書の提出

令和5年 1月10日 審査請求人からの反論書の提出

4月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第1回会議）

5月18日 審議（令和5年度第2回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）